

令和2年度 第2号

つづき区明推協だより

令和2年10月 発行

【編集·発行】

都筑区明るい選挙推進協議会

【事務局】

都筑区役所統計選挙係

TEL 045-948-2215, 2216

だんだんと秋も深まり、朝晩は肌寒い日も訪れるようになってきました。 皆さま体調など崩されてはいないでしょうか? まだまだ啓発活動には難しい状況が続いておりますが、 令和2年度後半もどうぞよろしくお願いいたします。



活動実施予定の変更について

本年度の活動実施予定について、第1号に掲載した6月時点の情報から変更がありました。 区民まつりなどの中止が決定したほか、延期となっている都筑区明るい選挙推進大会についても、 少なくとも例年実施していた集合研修形式での開催を取り止める見込みです。

名称	時期 (例年)	変更前 (6月時点)	変更後 (10月時点)
地区協議会 企画事業	_	実施(※)	実施(※)
都筑区明るい選挙 推進大会	5月 ~6月	延期(開催時期未定)	集合研修形式での <u>開催取り止め</u> (詳細未定・中止の可能性あり)
星空のコンサート (協賛のみ)	8月	イベント中止	イベント中止
横浜市・区明るい 選挙推進大会	11月	実施予定	<u>中止</u>
都筑区民まつり (ブース出展)	11月	未定	イベント中止
せんきょ フォーラム	11月~ 1月	実施予定	実施予定

(※)イベント実施等は各地区協議会の実状による。





選挙機材の貸し出し実績について

例年、若年層啓発の一環として、投票箱や記載台な どの選挙機材を学校などに貸し出しており、生徒会選 挙などの機会に活用していただいています。

今年は10月までに区内6つの中学校に、延べ82 台の投票箱や61台の記載台などを貸し出しました。











直接請求と選挙管理委員会

直接請求とは、地方自治法に基づき、住民が地方公共団体に対して条例の制定・改廃や事務の監査、 議会の解散、議員や首長等の解職を求めることです。請求には一定数の署名が必要となるので、日常 生活では街中での署名運動として見かけることがあります。

実はこの直接請求手続きにも選挙管理委員会は関わっています。

例えば、署名運動に関わる人をイメージすると・・・

- 署名を集めて代表して署名簿を提出する人 (請求代表者)
- 実際に署名を集める人(受任者)
- 請求内容に同意して署名簿に署名する人







全員が請求先の地方公共団体の選挙に係る選挙権を有する者 でなくてはなりません。(横浜市への請求なら、横浜市会議員選挙や 横浜市長選挙に投票できる人ということです。)

つまり、これらの人が本当に選挙人名簿に登録されているかなどを審査し、 **署名の有効•無効を証明するのが選挙管理委員会の仕事**になります。



また、議会の解散、議員や首長の解職請求の場合は、 請求先(署名簿の提出先)も選挙管理委員会になります。

































